

瑞浪市子ども発達支援センターぽけっと「相談室」重要事項説明書

本重要事項説明書は、瑞浪市子ども発達支援センターぽけっと「相談室」と相談支援契約を希望される方に、当施設の概要や提供される療育支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会
所 在 地	岐阜県瑞浪市樽上町一丁目77番地
電 話 番 号	0572-68-4148
代 表 者 氏 名	会 長 渡 邊 勝 利
設 立 年 月 日	昭 和 56 年 10 月 1 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定特定相談支援事業 指定年月日：平成25年4月1日 指定障害児相談支援事業所番号：2171600030 指定特定相談支援事業所：2131600112
事業の目的	・対象児の心身の健やかな発達を促す為に必要な支援・相談を行う。 ・対象児や保護者の人格や意思を尊重した利用計画作成や相談を行う。 ・家庭環境等の把握を行い、適切な保健・医療・福祉・教育のサービスが、 総合的かつ効率的に受けられるように支援をする。
事業所の名称	瑞浪市子ども発達支援センターぽけっと「相談室」
事業所の所在地	瑞浪市寺河戸町1149番地の1
電 話 番 号	0572-67-2106
管 理 者 氏 名	小 木 曾 ひ ろ み
事業所の運営方針について	対象児の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、対象児の発達の特性や生活環境等に応じた利用計画を作成します。 利用計画作成においては、対象児の発達、保護者の願い、環境、利用できるサービス等を顧慮して、対象児の実態や生活に沿った計画を作成します。 医療、福祉、保健、保育、教育等の総合的なサービスの提供ができるよう に関係機関と連携をします。

3. 事業実施地域 瑞浪市全域

- ## 4. 対象児
- (1) 発達について療育支援が必要な児童。
 - (2) 発達の遅れや発達特徴により児童発達支援が必要な児童。

5. 営業時間と利用定員

開設日	月曜日～金曜日 (国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く)
開設時間	8時30分～17時15分

6. 職員の体制

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
1. 管理者		1		
2. 相談支援専門員		1		
3. 相談員			1	

(※ 当センター 嘱託医 1名)

7. 当事業所の施設設備の概要

当事業所の施設設備の概要は、以下のとおりです。

設備の種類	室数	主な用途
相談室	2室	面談 相談 発達検査等
指導室	6室	対象児の実態の把握・相談支援 ※療育部門と共有
遊戯室	1室	対象児実態の把握(感覚運動面)・相談支援 ※療育部門と共有

8. 当事業所が提供する相談支援と利用料金

(1) 相談支援

対象児の実態、生活、保護者の思いに添った「利用計画」の作成の為に面談を行います。

- ・対象児の実態把握(発達状態、家庭環境、保育・教育環境等)
- ・保護者の相談

(2) 「利用支援計画」の作成

児童発達支援・放課後デイサービス等に係る通所支援(当センター療育支援)や福祉サービス等を受ける為の「利用計画」の作成を行います。

「利用計画」作成に当たっては、サービス担当会議等を行います。対象児の療育支援体制がとれるようにします。

(3) 「モニタリング」

実態に合った相談支援が提供できるように、対象児の発達の経過や生活状況、保護者の方の思い等の把握ができるように定期的に面談やサービス担当会議等を行います。

「利用計画」は、契約更新時または必要に応じて変更します。

(4) 「利用計画」は、保護者に事前に説明し、同意をいただくとともに、申し出により、いつでも見直すことができます。

(5) 利用料

児童発達支援等に係る通所支援や福祉サービスの利用の支援（「利用計画」作成）や、継続支援（モニタリング）に伴って相談支援給付費が、瑞浪市より全額給付されます。

相談給付費は、本事業所が代理受領いたします。

※ 代理受領明細書にて、相談支援給付費の報告をいたします。

児童発達支援等に係る通所支援や福祉サービス等の利用者負担額は、原則1割負担ですが、市町村が上限を定めています。上限額を超える場合には、お知らせします。

(6) 相談支援利用にかかる実費負担額

下記の費用は、相談支援費支給の対象ではありませんので、実費を負担していただきます。なお、このことに関する内容及び支払方法等については、事前に説明します。

ア 家庭学習に必要な教材等

イ その他必要な費用（相談支援をご利用いただくうえで負担いただくことが適当であるもの）

(7) 利用の中止、変更、追加

ア 利用計画で定めた支援の利用を中止又は変更することができます。この場合には、事前に申し出てください。

イ 市が決定した「支給量」及び当該支援の利用状況によっては、支援を追加することもできます。

ウ 保護者が希望する日及び時間に支援の提供ができない場合には、相談の上、調整いたします。

9. 相談支援の利用に関する留意事項

(1) 支援内容の変更

当センター利用当日に、対象児又は保護者の体調等の理由で予定されていた支援の実施ができない場合には、保護者の同意を得て、相談日を調整いたします。

(2) 受給者証の確認

本事業所従事者より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。「受給者証」の記載内容の変更があった場合はお知らせください。

10. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及び児童発達支援利用等のご相談

支援に対する苦情やご意見、手続きなど利用に関するご相談は以下の窓口で受け付けます。

	氏 名	電話番号
受付担当者	小木曾 ひろみ	電話 0572-67-2106
苦情解決責任者	酒井 由香	

(2) 第三者委員

地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、公正・中立な立場から本事業者のサービスに対するご意見などをいただいています。本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談できます。

氏 名	電話番号
木 村 聖 可	63-2211
井 貝 順 子	68-4130

(3) その他苦情受付機関

岐阜県運営適正化委員会	所在地	岐阜市下奈良2-2-1
	電話番号	058-278-5136
	受付時間	毎週月曜日から金曜日 (ただし、祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く) 午前9時から午後5時

1.1. 緊急時等の対応方法について

(1) 事故発生時の対応方法について

支援実施中の怪我等の緊急事態が起きた場合には、主治医又は嘱託医に連絡するなどの措置を行いません。(※ 当センターの嘱託医・とよだ小児科クリニックの豊田桃三医師です。)

(2) 緊急時の対応

事故や緊急事態が発生した場合は、センターの緊急対応マニュアルに従い、速やかに対応します。

(3) 非常災害対策

非常災害に備える為に、消防計画を作成し、それに従って防火等に努めます。

(4) 人権擁護・虐待防止

通所児童の健全な成長、良好な親子関係が形成できるよう支援します。

(5) 損害賠償保険への加入

支援中や指導者の管理下での事故や怪我については、当センター加入の保険にて対応いたします。

1.2. 相談支援開始年月日

令和 年 月 より、相談支援提供を開始します。(契約期間：一年)

令和 年 月 日

指定障害児相談支援事業及び指定特定相談支援事業の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 小木曾 ひろみ ㊞

説明者職名 相談支援専門員

氏 名 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害児相談支援及び指定特定相談支援事業の提供開始に同意しました。

保護者住所 瑞浪市

氏 名 ㊞

対象児氏名